

「汐風を食べてみませんか。」は、DC南三陸町推進協議会のキャッチフレーズです。DCとは、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの通称で、JRと地域が一体となって展開する全国大型観光宣伝事業のことです。

～山の恵みが汐風とともに、海の恵みとなってやってきた～ 汐風を食べてみませんか。②

「ふるさと観光講座」新着情報 ～黄金文化 平泉と南三陸の伝説をたどる～

ふるさと観光講座では6月5日(火)、南三陸町に伝わる平泉・藤原文化に繋がるルーツを探るべく、ゆかりのある仏閣などを探訪しました。また6月12日(火)には、県重要文化財指定の「紺紙金泥大般若経」を所有する荒沢神社(◎袖浜)などを散策し、平泉・藤原文化に思いをはせました。



ふるさと観光講座第1期コースの皆さん(平泉中尊寺)

受講生の声

全20回にわたる観光講座第1期コースも、いよいよ終盤です。受講生の及川八千代さんと、南三陸町の民俗学研究のため町内に滞在中「講座・袖浜海岸ハイキング探訪」に特別参加した小西さんと渡辺さんに話を聞きました。



前にも増してこの町が好きになりました!

及川八千代さん
(◎寺浜)

ふるさと観光講座第1期生

参加しようと思ったキッカケは?

この町が好きだから!自分が生まれ育った町のことを、もっと知りたいと思い、参加しました。

及川さんから見た南三陸町の一番の見どころは?

神割崎です!子供の頃からピクニックや磯遊び、海水浴など、遊び場にしていました。海あり、緑あり、マイナスイオンたっぷりの神割崎は今でも大好きな場所です。

及川さんが南三陸モデルプランを企画するなら?

やっぱり、宿泊は(私の勤務先の)南三陸温泉ホテル観洋で・・・(笑)

海コースなら「神割崎散策・湾内クルージング・ダイビング・磯観察」、山コースなら「入谷探訪・ひころの里(民話を聞く)・さんさん館で体験学習」、歌津コースなら「田東山散策・魚竜館・化石探し」です。

講座に参加して感じたことは?

前にも増してこの町が好きになりました!講座は毎回発見の連続で、中でも入谷地区に魅了されました。産金・巨木・巨岩・板碑そして伝説や民話など、面白いなあと思いました。今まではこの町のことを「海と山しかない田舎町だ」と思っていて、お客様への観光案内も近隣の町などを紹介していました。でも今は、この町の魅力を誰かに伝えたい!と思い、自信を持ってお客様へ案内しています。

この町をより魅力ある観光地にするために、必要と思うことは?

一番は地元の人が自分のふるさとを知って好きになることだと思います。うれしいことや楽しいこと、素敵なことって誰かに教えたくらいですね。「伝える」ということが大事なんだと思います。

自分の土地を知る人は、貴重な人材だと思います



袖浜海岸ハイキング探訪に参加した

小西治子さん(写真左) 渡辺久美子さん
(東北学院大学大学院生)

県外出身と聞きましたが、南三陸町の第一印象は?

(小西さん) ロケーションが素晴らしく、町の雰囲気に入り込みやすいですね。

(渡辺さん) 旬のものを新鮮なまま味わうことができる醍醐味ですね。

今日の講座「袖浜海岸ハイキング探訪」の感想は?

(小西さん) 南三陸町の史跡などはそれぞれに物語があり、またそれを語り継ぐ人がいるのが素晴らしいし、ぐっと真実味がわいてきます。

(渡辺さん) 地域の皆さんが思う以上に、この町に伝わる伝説や史跡そして文化は、研究素材的に見ても魅力があります。

このような(講座)活動についてはどう思いますか?

(二人) 様々な地域を研究のため歩いています。いつも思うことは「自分の土地を知っている人」は本当に貴重だということです。地域の再発見もさることながら、ふるさとを知る人材の育成にも取り組んでいて、とても素晴らしいと思います。皆さんに出会ってとても良かったです。参加者の皆さん頑張ってください!

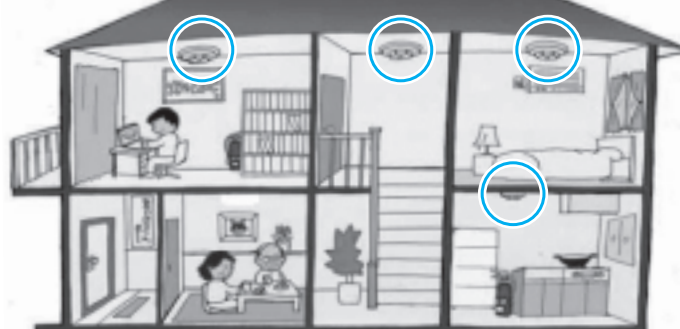
平成20年5月31日までに すべての住宅で住宅用火災警報器を 設置しなければなりません!

平成16年の消防法の改正で、平成20年5月31日までにすべての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

既に新築住宅は平成18年6月1日から設置の義務が行われています。

既存住宅については、残り11カ月以内に設置しなければなりませんので、改めて住宅用火災警報器の設置についてお知らせします。

住宅用火災警報器の 設置場所と種類



寝室、寝室がある階の階段部分、台所です。この他にも床面積が7平方メートル以上の部屋が5つ以上ある場合や、3階建ての場合などでは廊下や階段に設置が必要になる場合があります。基本的にどの場所でも煙を感知する火災警報器を設置しますが、台所については熱を感知する火災警報器を設置することができます。

悪質な訪問販売にご注意!

消防署が住宅用火災警報器のあっせんや販売をすることはありません。「法改正のため今すぐ取り付けなければならない」、「この製品で無ければならない」、「消防署から来ました」などと言う業者には要注意です。

住宅用火災警報器を取り扱う(予定を含む) 事業者へお願い

住宅用火災警報器の取扱店などについて、住民からの問い合わせが多くあることから、消防署では住宅用火災警報器の取り扱う事業者のリストを作成して、広く町民に公開する予定です。

つきましては、南三陸町内で住宅用火災警報器を取り扱っている、または取り扱いを予定している事業者で、公開を希望する事業者は、7月17日(火)まで南三陸消防署または南三陸消防署歌津出張所にご連絡をお願いします。

問い合わせ・連絡先 南三陸消防署 ☎46-2677 南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

なぜ住宅用火災警報器の設置が義務付けられたの?

全国的に住宅火災による死者が増加傾向にあり、その多くが火災の発生に気づくのが遅れ、逃げられなかったケースによることから、消防法が改正され、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。

万が一、住宅に火災が発生した場合でも、火災警報器によって早く知ることができれば、早く避難することで身を守り、早い消防活動によって被害を最小限に抑ええることができるからです。

住宅用火災警報器の効果は?

アメリカでは火災警報器を設置義務化(普及率94%)にして、21年間で死者数約5割減となり、イギリスでも同様に13年間で4割減少しています。

住宅用火災警報器の購入の仕方

防災設備取扱店等で購入できます。購入の目安として、鑑定マーク(NSマーク)が付いているものを選びましょう。



電源は、電池式と家庭用電源式があります。電池式は取り付けが簡単ですが、定期的に電池交換が必要です。家庭用電源式は、配線工事や取り付け位置付近にコンセントを必要としますが、電池交換が不要です。



また、単独型と連動型があります。単独型は火災を感知した機器だけが警報音を発します。連動型は、火災を感知した機器に接続されているすべての機器が警報音を発し、火災の早期発見にとっても有効です。

